平成３０年（フ）第２５３号
名古屋市熱田区白鳥２丁目３番10号　宮西荘301号
債務者　濵野　利夫
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８号
滋賀県彦根市野瀬町623番地、住民票上の住所滋賀県愛知郡愛荘町蚊野1352番地
債務者　北村　大地
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第３号
大分市けやき台１丁目2063番地の27
債務者　山下　拓也
1　決定年月日時　平成30年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６４号
大分市大字生石393番地の１
債務者　田端　斉弘
1　決定年月日時　平成30年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７３号
大分県別府市大字鶴見4548番地の1224　コーポ山田Ｃ19号
債務者　穴井　昭浩
1　決定年月日時　平成30年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７７号
大分県別府市餅ケ浜町10―２餅ケ浜ビル702号、住民票上の住所大分県速見郡日出町3115番地15
債務者　中山　栄作
1　決定年月日時　平成30年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８３号
大分市大字宮崎946番地の２（シティタウン久永Ｎｏ．３―404）
債務者　大崎なつ姫
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４０号
宮崎市出来島町43番地２　コーポ雅201号、前住所宮崎市高洲町244番地79　迫分コーポ101号
債務者　中島恵里香
1　決定年月日時　平成30年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６７号
宮崎市大塚町権現前875番地　多田コーポ106号
債務者　緒方　江里
1　決定年月日時　平成30年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７０号
宮崎市永楽町154番地　ほほのき
債務者　森藤日出男
1　決定年月日時　平成30年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５０号
千葉県野田市次木184番地65
債務者　藤原　康滋
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１３０号
千葉県柏市西原６丁目３番１号
債務者　服部　真範
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３３２号
名古屋市北区大我麻町208番地の６
債務者　下村美奈子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４３号
青森市西滝２丁目17番18号
債務者　吉田裕美子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５４号
愛知県知立市上重原町本郷115番地２
債務者　高田美知子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
三重県伊勢市馬瀬町911番地１
債務者　矢形　智恵
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
埼玉県越谷市東町２丁目54番地90
債務者　井上　厚子
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係